県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
○県議会定例会の招集（財政課）…… 1
○証紙代金収納計器の取扱人の指定事項の変更の承認（税務課）…… 2
○生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…… 2
○生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課）…… 3
○生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称及び所在地の変更の届出（福祉・援護課）…… 3
○生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉・援護課）…… 4
○生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の休止の届出（福祉・援護課）… 4
○生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の廃止の届出（福祉・援護課）… 5
○生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の廃止の届出（福祉・援護課）… 5
○生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…… 6
○生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…… 8
○生活保護法による介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…… 9
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…… 9
○民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…… 10
○民有保安林の指定の解除（森林緑地課）…… 10
○道路の区域の変更（道路管理課）…… 10
○都市計画事業の認可・３件（都市計画・モノレール課）…… 11
○都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）…… 12
公　告
○特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…… 12
○港湾隣接地域に指定することについての公聴会の開催（港湾課）…… 12
○市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…… 15
公安委員会事項
○警備員指導教育責任者講習の実施…… 15

告　　示

沖縄県告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第１項の規定により、平成21年第４回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年６月９日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　招集の期日　平成21年６月16日

２　招集の場所　沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第339号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）第10条第４項の規定により、昭和59年沖縄県告示第301号で告示した証紙代金収納計器の取扱人に係る指定事項の変更を次のとおり承認した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　変更承認に係る証紙代金収納計器の取扱人

(1)　主たる事務所の所在地　浦添市字港川512番地の４

(2)　名称　財団法人沖縄県陸運協力会

２　変更承認に係る事項

(1)　変更前

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器記号
宮古島市平良字下里1037番地の１	ハスラー計器　F88型　沖縄003
石垣市字真栄里863番地の15	ハスラー計器　F88型　沖縄009

(2)　変更後

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器記号
宮古島市平良字下里1037番地の１	ハスラー計器　F88型　沖縄009
石垣市字真栄里863番地の15	ハスラー計器　S337/F325C型　沖縄013

３　変更の年月日　平成21年６月８日

沖縄県告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
おもろ眼科	那覇市安謝１丁目９番24号	平成21年５月８日
ライム薬局	那覇市安謝１丁目９番13号	平成21年５月８日
こくら虹薬局	那覇市古波蔵４丁目10番53号	平成21年５月15日
たまき耳鼻咽喉科クリニック	糸満市字真栄里1432番地の１	平成21年５月２日
ゆい薬局真栄里店	糸満市字真栄里2024番地の３	平成21年５月２日
おおにし医院	名護市城二丁目10番16号	平成21年４月１日
ふたば歯科医院	南城市佐敷字新開１番地143	平成21年３月３日
南城つはこクリニック	南城市佐敷字津波古433番地	平成21年４月３日
医療法人真徳会　沖縄メディカル病院	南城市佐敷字新開１番地344	平成20年４月４日
きしもと内科医院	宮古島市平良字下里1555番地１	平成21年５月８日

くがに薬局	宮古島市平良字下里1554番地１	平成21年５月８日
砂川眼科医院	宮古島市平良字久貝1064番地10の１	平成21年５月11日
たいら薬局	宮古島市平良字久貝1064番地10の２	平成21年５月11日
宮良眼科医院	石垣市字大川140番地	平成21年４月１日
すこやか薬局よみたん店	読谷村字都屋167番地２の１	平成21年５月１日
オレンジ歯科クリニック	豊見城市字高嶺364番地１コモンズ栄Ａ－１	平成21年５月１日
スポーツ・クリニック	名護市字屋部117番地	平成21年５月14日

沖縄県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　　弘　多

指定施術機関の名称	指定施術機関の所在地	指定年月日
リフレ三原整骨院　鈴木秀樹	那覇市三原２丁目20番10号	平成21年５月11日
笑顔道てぃーだ整骨院　嵩原直哉	那覇市字栄原1024番地の１	平成21年５月11日

沖縄県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　　弘　多

１　名称又は氏名の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
がねこ薬局	宜野湾市我如古三丁目８番８号	有限責任中間法人ぎのわん健康支援センター	一般社団法人ぎのわん健康支援センター	平成21年２月21日
がじまる薬局	沖縄市知花六丁目25番15号	有限責任中間法人ぎのわん健康支援センター	一般社団法人ぎのわん健康支援センター	平成21年２月21日
北上薬局	中城村字北上原312番地	有限責任中間法人ぎのわん健康支援センター	一般社団法人ぎのわん健康支援センター	平成21年２月21日
医療法人　志尚会	宜野湾市大山六丁目24番９号	医療法人ライフデンタルクリニック	医療法人　志尚会	平成17年10月25日

２　所在地又は住所の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
あさと整形クリニック	うるま市石川一丁目16番16号	うるま市字石川13街区３画地７画地	うるま市石川一丁目16番16号	平成21年５月１日

沖縄県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

名称又は氏名の変更

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスセンターさんだん花	宜野湾市大山七丁目７番22号	介護支援センターさんだん花	デイサービスさんだん花	平成21年４月15日
社会医療法人敬愛会居宅介護支援事業所なかがみ	沖縄市知花六丁目25番15号	医療法人敬愛会居宅介護支援事業所なかがみ	社会医療法人敬愛会居宅介護支援事業所なかがみ	平成21年３月１日
社会医療法人敬愛会通所リハビリテーションちばな	沖縄市知花六丁目25番15号	医療法人敬愛会通所リハビリテーションちばな	社会医療法人敬愛会通所リハビリテーションちばな	平成21年３月１日
社会医療法人敬愛会ちばなクリニック訪問リハビリテーション	沖縄市知花六丁目25番15号	医療法人敬愛会ちばなクリニック訪問リハビリテーション	社会医療法人敬愛会ちばなクリニック訪問リハビリテーション	平成21年３月１日
社会医療法人敬愛会訪問看護ステーションなかがみ	沖縄市知花六丁目25番15号	医療法人敬愛会訪問看護ステーションなかがみ	社会医療法人敬愛会訪問看護ステーションなかがみ	平成21年３月１日

沖縄県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
読谷地域福祉事業所ゆくいの里	読谷村字楚辺2063番地１	平成21年３月31日

２　福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
読谷地域福祉事業所ゆくいの里	読谷村字楚辺2063番地１	平成21年３月31日

３　介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
読谷地域福祉事業所ゆくいの里	読谷村字楚辺2063番地１	平成21年３月31日

４　介護予防福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
読谷地域福祉事業所ゆくいの里	読谷村字楚辺2063番地１	平成21年３月31日

沖縄県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人真徳会　沖縄メディカル病院	南城市佐敷字新開１番地344	平成20年３月31日
クマノミ薬局	那覇市寄宮１丁目８番45号	平成21年５月１日
大西医院	名護市城二丁目10番16号	平成21年３月31日
宮良眼科医院	石垣市字大川140番地	平成21年４月１日

沖縄県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ジェイケアサービス	沖縄市胡屋一丁目８番19号	平成21年３月31日
ニチイケアセンター沖縄	沖縄市久保田三丁目１番12号プラザハウス３Ｆ	平成21年３月31日

２　通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄メディカル通所リハビリテーション	南城市佐敷字新開１番地344	平成21年３月31日

３　居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄メディカル居宅介護支援事業所	南城市佐敷字新開１番地344	平成21年３月31日
ニチイケアセンター沖縄	沖縄市久保田三丁目１番12号プラザハウス３Ｆ	平成21年３月31日

４　介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ジェイケアサービス	沖縄市胡屋一丁目８番19号	平成21年３月31日
ニチイケアセンター沖縄	沖縄市久保田三丁目１番12号プラザハウス３Ｆ	平成21年３月31日

５　介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
沖縄メディカル通所リハビリテーション	南城市佐敷字新開１番地344	平成21年３月31日

沖縄県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ニチイケアセンター沖縄	沖縄市久保田三丁目１番12号	平成21年４月１日

２　訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
オリブ山病院	那覇市首里石嶺町４丁目356番地	平成21年４月１日

３　居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
まちなと内科クリニック	浦添市牧港二丁目46番８号	平成21年３月１日
すこやか薬局　大里店	南城市大里字稲嶺2025番地の２	平成20年５月９日

４　通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービス恵泉銀天街	沖縄市照屋一丁目10番４号	平成21年５月１日

５　通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護老人保健施設　真徳苑	南城市佐敷字新開１番地344	平成21年４月１日

６　短期入所療養介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護老人保健施設　真徳苑	南城市佐敷字新開１番地344	平成21年４月１日

７　特定施設入居者生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有料老人ホームかがやき	豊見城市字高嶺321番地の１	平成21年５月１日

８　認知症対応型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日

介護サービスセンターゆいまーる松川　認知症対応型通所介護	那覇市字松川301番地	平成21年４月１日
浦添市地域デーサービス恵泉うちま	浦添市内間二丁目22番27号ドミールうちま101号	平成21年５月１日
デイサービスくめしま	久米島町字兼城1464番地の５	平成21年３月23日

9　小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能型ホーム三原	那覇市三原２丁目８番10号	平成21年４月１日
小規模多機能ホームあん	浦添市大平一丁目34番８号	平成21年４月１日

10　認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護サービスセンターゆいまーる松川　グループホーム	那覇市字松川301番地	平成21年４月１日

11　介護老人保健施設

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護老人保健施設　真徳苑	南城市佐敷字新開１番地344	平成21年４月１日

12　介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小谷園訪問介護センター	南城市佐敷字小谷238番地の１	平成20年７月１日
社団法人中部地区医師会立ヘルパーステーション	北谷町字宮城１番地584	平成20年10月１日

13　介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
社団法人中部地区医師会立訪問看護ステーション	北谷町字宮城１番地584	平成21年４月10日

14　介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
まちなと内科クリニック	浦添市牧港二丁目46番８号	平成21年３月１日
すこやか薬局　大里店	南城市大里字稲嶺2025番地の２	平成20年５月９日
すこやか薬局　よみたん店	読谷村字都屋167番地２の１	平成21年５月１日

15　介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービス恵泉銀天街	沖縄市照屋一丁目10番４号	平成21年５月１日

16　介護予防訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
オリブ山病院	那覇市首里石嶺町４丁目356番地	平成21年４月１日

17　介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護老人保健施設　真徳苑	南城市佐敷字新開１番地344	平成21年４月１日
通所リハビリテーションやいま	石垣市字平得120番地３	平成21年４月１日

18　介護予防短期入所療養介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護老人保健施設　真徳苑	南城市佐敷字新開１番地344	平成21年４月１日

19　介護予防特定施設入居者生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
有料老人ホームかがやき	豊見城市字高嶺321番地の１	平成21年５月１日

20　介護予防認知症対応型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護サービスセンターゆいまーる松川　認知症対応型通所介護	那覇市字松川301番地	平成21年４月１日
浦添市地域デーサービス恵泉うちま	浦添市内間二丁目22番27号ドミールうちま101号	平成21年５月１日
デイサービスくめしま	久米島町字兼城1464番地の５	平成21年３月23日

21　介護予防小規模多機能型居宅介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
小規模多機能ホームあん	浦添市大平一丁目34番８号	平成21年４月１日

22　介護予防認知症対応型共同生活介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護サービスセンターゆいまーる松川　グループホーム	那覇市字松川301番地	平成21年４月１日

沖縄県告示第348号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ニチイケアセンター沖縄	沖縄市久保田三丁目１番12号	平成21年４月１日
沖縄メディカル居宅介護支援事業所	南城市佐敷字新開１番地344	平成20年４月１日

沖縄県告示第349号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

介護予防支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
読谷村指定介護予防支援事業所	読谷村字座喜味2901番地	平成21年４月１日

沖縄県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり久米島町具志川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年６月９日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　就任

理事、監事の別	氏　　名	住　　所
理事	山川昌寿	久米島町字仲村渠303番地
理事	仲村昌保	久米島町字仲地227番地
理事	山里邦夫	久米島町字仲地108番地
理事	吉永幸夫	久米島町字仲地４番地
理事	山里昌伸	久米島町字山里92番地
理事	安村秀紀	久米島町字西銘2334番地
理事	前兼久幸雄	久米島町字西銘2271番地
理事	大田守哲	久米島町字大原469番地
理事	仲村渠正明	久米島町字大原1209番地
理事	糸数克守	久米島町字鳥島268番地
理事	平良朝幸	久米島町字比嘉55番地の１
監事	宮里太郎	久米島町字大原860番地
監事	国吉弘志	久米島町字鳥島316番地
監事	中村勇	久米島町字仲地99番地

任期　平成21年５月14日から平成25年５月13日まで

２　退任

理事、監事の別	氏　　名	住　　所

理事	山川昌寿	久米島町字仲村渠303番地
理事	當山孝夫	久米島町字具志川672番地
理事	山里邦夫	久米島町字仲地108番地
理事	吉永幸夫	久米島町字仲地４番地
理事	新里義光	久米島町字山里398番地の１
理事	山里昌伸	久米島町字山里92番地
理事	東江馨	久米島町字上江洲266番地
理事	新垣盛助	久米島町字大原96番地
理事	国吉弘志	久米島町字鳥島316番地
理事	安村誠孝	久米島町字鳥島281番地
理事	平良朝幸	久米島町字比嘉55番地の１
監事	山里昌明	久米島町字仲地184番地の６
監事	宮里太郎	久米島町字大原860番地
監事	田原秀正	久米島町字仲泊778番地

沖縄県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成21年６月９日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　解除予定保安林の所在場所　宮古島市下地字来間阿間原418番29・418番30・字来間西原505番16

２　保安林として指定された目的　潮害の防備

３　解除の理由　指定理由の消滅

沖縄県告示第352号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成21年６月９日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　解除に係る保安林の所在場所　島尻郡久米島町字仲地仲地山672番・688番（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　水源のかん養

３　解除の理由　排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成21年６月９日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　道路の種類　県道
2　路線名　仲田伊是名線
3　変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	伊是名村字仲田140番から 伊是名村字仲田1263番まで	6.6m ～ 59.0m	1,162.6m
新	伊是名村字仲田156番15から 伊是名村字仲田1263番まで	12.1m ～ 50.7m	1,058.2m

沖縄県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　施行者の名称　沖縄市
2　都市計画事業の種類及び名称
(1)　種類　中部広域都市計画公園事業
(2)　名称　５・５・沖２号こどもの国公園
3　事業施行期間　平成21年６月９日から平成26年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分　北中城村字島袋鎌下原地内
(2)　使用の部分　なし

沖縄県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　施行者の名称　那覇市
2　都市計画事業の種類及び名称
(1)　種類　那覇広域都市計画公園事業
(2)　名称　２・２・那２号牧志南公園
3　事業施行期間　平成21年６月９日から平成28年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分　那覇市松尾２丁目地内
(2)　使用の部分　なし

沖縄県告示第356号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　施行者の名称　豊見城市
2　都市計画事業の種類及び名称
(1)　種類　那覇広域都市計画公園事業
(2)　名称　５・５・豊２号豊崎総合公園
3　事業施行期間　平成21年６月９日から平成28年３月31日まで
4　事業地

(1)　収用の部分　豊見城市字豊崎地内
(2)　使用の部分　豊見城市字豊崎地内

沖縄県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、平成19年沖縄県告示第634号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　施行者の名称　豊見城市
2　都市計画事業の種類及び名称
(1)　種類　那覇広域都市計画公園事業
(2)　名称　５・５・豊２号豊崎総合公園
3　事業施行期間　平成16年８月27日から平成23年３月31まで
4　事業地
(1)　収用の部分　なし
(2)　使用の部分　平成16年沖縄県告示第633号及び平成19年沖縄県告示第634号の事業地のうち、豊見城市字豊崎において事業地を変更する。
5　変更の内容　事業地の変更

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成21年７月18日まで縦覧に供する。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　申請のあった年月日　平成21年５月19日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人持続可能な島嶼環境開発を考える会
3　代表者の氏名　堤純一郎
4　主たる事務所の所在地　沖縄県那覇市松山２丁目１番10号
5　定款に記載された目的　本法人は、沖縄県における調和のとれた地域開発と環境保全及び環境事業を振興し、その技術や知識を世界に向けて発信することを主たる目的とする。

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の２第２項の規定により、港湾隣接地域を指定することについて次のとおり公聴会を開催する。

平成21年６月９日

中城湾港港湾管理者　沖縄県
代表者　沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

1　日時　平成21年６月18日　午後７時開始
2　場所　前原集落総合管理施設（うるま市字前原229番地1）
3　指定しようとする地域　中城湾港豊原地区　基点１と基点１から180度00分00秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線、基点１から基点128までを順次直線で結んだ線、基点128と基点128から121度05分51秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線及び水際線により囲まれた陸域
基点１　三等三角点（儀２）古謝(北緯26度20分33秒6746、東経127度49分55秒9997)から85度09分15秒3,005.33メートルの地点
基点２　基点１から281度49分01秒3.34メートルの地点
基点３　基点２から254度41分22秒7.62メートルの地点

基点４　基点３から252度28分44秒7.49メートルの地点
基点５　基点４から252度46分46秒5.94メートルの地点
基点６　基点５から253度41分47秒6.64メートルの地点
基点７　基点６から257度22分37秒1.12メートルの地点
基点８　基点７から243度36分53秒2.14メートルの地点
基点９　基点８から250度21分10秒24.19メートルの地点
基点10　基点９から250度24分38秒24.69メートルの地点
基点11　基点10から250度23分49秒49.11メートルの地点
基点12　基点11から244度18分44秒7.30メートルの地点
基点13　基点12から249度28分58秒53.49メートルの地点
基点14　基点13から247度22分50秒10.47メートルの地点
基点15　基点14から249度00分30秒24.80メートルの地点
基点16　基点15から184度39分15秒7.58メートルの地点
基点17　基点16から249度52分02秒72.34メートルの地点
基点18　基点17から248度56分48秒23.62メートルの地点
基点19　基点18から249度04分48秒15.67メートルの地点
基点20　基点19から245度48分11秒19.09メートルの地点
基点21　基点20から245度38分00秒8.70メートルの地点
基点22　基点21から251度43分27秒16.72メートルの地点
基点23　基点22から250度39分06秒17.08メートルの地点
基点24　基点23から252度18分54秒14.35メートルの地点
基点25　基点24から251度52分13秒18.75メートルの地点
基点26　基点25から249度20分45秒19.84メートルの地点
基点27　基点26から249度33分25秒1.96メートルの地点
基点28　基点27から250度21分58秒2.30メートルの地点
基点29　基点28から248度18分57秒11.79メートルの地点
基点30　基点29から249度33分23秒15.29メートルの地点
基点31　基点30から249度31分39秒6.48メートルの地点
基点32　基点31から249度05分11秒6.63メートルの地点
基点33　基点32から249度03分00秒12.42メートルの地点
基点34　基点33から249度40分04秒13.05メートルの地点
基点35　基点34から248度46分14秒13.95メートルの地点
基点36　基点35から249度26分21秒12.79メートルの地点
基点37　基点36から246度52分08秒43.78メートルの地点
基点38　基点37から246度37分24秒19.20メートルの地点
基点39　基点38から248度01分14秒31.68メートルの地点
基点40　基点39から255度35分21秒33.09メートルの地点
基点41　基点40から255度54分59秒4.13メートルの地点
基点42　基点41から245度08分24秒3.35メートルの地点
基点43　基点42から249度25分59秒32.68メートルの地点
基点44　基点43から253度55分09秒4.25メートルの地点
基点45　基点44から251度42分35秒37.90メートルの地点
基点46　基点45から251度09分03秒3.41メートルの地点
基点47　基点46から251度18分11秒38.97メートルの地点
基点48　基点47から302度21分14秒1.99メートルの地点
基点49　基点48から238度06分23秒30.09メートルの地点
基点50　基点49から229度00分50秒6.04メートルの地点
基点51　基点50から251度18分36秒4.12メートルの地点

基点52　基点51から250度17分04秒8.14メートルの地点
基点53　基点52から248度37分07秒18.39メートルの地点
基点54　基点53から247度07分15秒27.50メートルの地点
基点55　基点54から244度57分15秒14.32メートルの地点
基点56　基点55から232度47分36秒5.14メートルの地点
基点57　基点56から238度09分46秒4.98メートルの地点
基点58　基点57から228度11分40秒11.67メートルの地点
基点59　基点58から218度36分38秒30.60メートルの地点
基点60　基点59から217度41分50秒20.14メートルの地点
基点61　基点60から218度19分40秒16.23メートルの地点
基点62　基点61から216度50分59秒1.72メートルの地点
基点63　基点62から216度06分10秒13.21メートルの地点
基点64　基点63から217度27分06秒45.77メートルの地点
基点65　基点64から216度49分03秒25.85メートルの地点
基点66　基点65から228度36分46秒2.14メートルの地点
基点67　基点66から230度37分56秒6.85メートルの地点
基点68　基点67から219度28分04秒6.26メートルの地点
基点69　基点68から215度36分39秒45.32メートルの地点
基点70　基点69から215度20分24秒23.79メートルの地点
基点71　基点70から219度53分02秒7.11メートルの地点
基点72　基点71から229度23分55秒5.69メートルの地点
基点73　基点72から244度58分26秒4.15メートルの地点
基点74　基点73から237度20分00秒2.20メートルの地点
基点75　基点74から205度53分21秒7.02メートルの地点
基点76　基点75から199度17分24秒4.47メートルの地点
基点77　基点76から218度28分51秒5.06メートルの地点
基点78　基点77から222度35分39秒21.29メートルの地点
基点79　基点78から222度39分46秒22.23メートルの地点
基点80　基点79から222度36分33秒30.43メートルの地点
基点81　基点80から221度51分52秒5.31メートルの地点
基点82　基点81から229度02分29秒1.90メートルの地点
基点83　基点82から220度06分36秒9.49メートルの地点
基点84　基点83から224度28分07秒7.32メートルの地点
基点85　基点84から221度08分14秒20.02メートルの地点
基点86　基点85から136度10分01秒3.06メートルの地点
基点87　基点86から221度32分01秒10.20メートルの地点
基点88　基点87から222度40分54秒4.09メートルの地点
基点89　基点88から328度19分51秒1.46メートルの地点
基点90　基点89から221度22分14秒46.16メートルの地点
基点91　基点90から231度18分31秒3.99メートルの地点
基点92　基点91から227度02分57秒47.91メートルの地点
基点93　基点92から234度56分56秒20.96メートルの地点
基点94　基点93から231度36分35秒21.08メートルの地点
基点95　基点94から255度11分18秒3.35メートルの地点
基点96　基点95から231度07分51秒13.47メートルの地点
基点97　基点96から229度37分53秒18.44メートルの地点
基点98　基点97から231度25分35秒13.89メートルの地点
基点99　基点98から230度50分59秒16.22メートルの地点

基点100　基点99から247度00分42秒3.61メートルの地点
基点101　基点100から251度19分14秒8.08メートルの地点
基点102　基点101から242度00分01秒83.09メートルの地点
基点103　基点102から247度08分12秒0.94メートルの地点
基点104　基点103から242度21分30秒53.51メートルの地点
基点105　基点104から236度18分05秒1.90メートルの地点
基点106　基点105から230度26分39秒2.38メートルの地点
基点107　基点106から243度18分18秒27.03メートルの地点
基点108　基点107から242度15分34秒1.61メートルの地点
基点109　基点108から241度34分24秒10.61メートルの地点
基点110　基点109から242度11分35秒8.50メートルの地点
基点111　基点110から244度20分56秒51.61メートルの地点
基点112　基点111から244度04分38秒26.32メートルの地点
基点113　基点112から246度42分54秒12.11メートルの地点
基点114　基点113から245度51分19秒6.87メートルの地点
基点115　基点114から243度06分04秒34.03メートルの地点
基点116　基点115から254度46分45秒7.03メートルの地点
基点117　基点116から248度13分10秒22.19メートルの地点
基点118　基点117から266度16分49秒10.74メートルの地点
基点119　基点118から277度55分52秒92.48メートルの地点
基点120　基点119から235度44分22秒14.77メートルの地点
基点121　基点120から223度15分51秒1.47メートルの地点
基点122　基点121から232度53分19秒69.16メートルの地点
基点123　基点122から232度51分03秒44.48メートルの地点
基点124　基点123から233度51分12秒29.01メートルの地点
基点125　基点124から233度07分55秒22.13メートルの地点
基点126　基点125から232度30分08秒50.12メートルの地点
基点127　基点126から232度27分28秒97.25メートルの地点
基点128　基点127から121度05分51秒3.53メートルの地点

４　意見の申出の方法及び提出期限　指定しようとする地域に関し利害関係を有する者で、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、平成21年６月15日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年６月９日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　都市計画の名称　２・２・宜32号かたばる公園
２　縦覧場所　沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第66号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第２項第１号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年６月９日

沖縄県公安委員会

１　実施する講習

⑴　法第22条第２項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第２号。以下「講習規則」という。）第７条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

⑵　講習規則第６条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

２　講習期間等

⑴　新規取得講習

区　　分	講習期間	時　　間	場　　所
法第２条第１項第１号に規定する警備業務	平成21年７月10日（金曜日）から同月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前９時から午後５時まで（平成21年７月17日にあっては、午後３時55分まで）	那覇市西３丁目14番１号 那覇地域職業訓練センター２階視聴覚教室
	【考査】７月17日（金曜日）	午後４時20分から午後６時まで	

⑵　追加取得講習

区　　分	講習期間	時　　間	場　　所
法第２条第１項第１号に規定する警備業務	平成21年７月15日（水曜日）から同月17日（金曜日）	午前９時から午後５時まで（平成21年７月17日にあっては、午後３時55分まで）	那覇市西３丁目14番１号 那覇地域職業訓練センター２階視聴覚教室
	【考査】７月17日（金曜日）	午後４時20分から午後４時55分まで	

３　受講定員

⑴　新規取得講習　30人

⑵　追加取得講習　30人

４　受講対象者

⑴　新規取得講習　受講対象者については、法第２条第１項第１号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア　最近５年間に当該警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ　検定規則第４条に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

エ　検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

オ　旧検定規則第１条第２項に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

⑵　追加取得講習　受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格

者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア　最近５年間に当該警備業務に従事した期間が通算して３年以上である者

イ　一級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ　二級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

エ　旧一級検定に合格した者

オ　旧二級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務に従事しているもの

5　受講申込みに必要な書類

(1)　警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前６月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。）　１通

(2)　受講対象者に該当することを疎明する書面

ア　新規取得講習

(ｱ)　４(1)アに該当する者　最近５年間に当該警備業務に従事した期間が通算して３年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ｲ)　４(1)イに該当する者　当該警備業務の区分に係る一級検定に係る合格証明書の写し

(ｳ)　４(1)ウに該当する者　当該警備業務の区分に係る二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

(ｴ)　４(1)エに該当する者　当該警備業務の区分に係る旧一級検定に係る検定合格証の写し

(ｵ)　４(1)オに該当する者　当該警備業務の区分に係る旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

イ　追加取得講習

(ｱ)　４(2)アに該当する者　警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ｲ)　４(2)イに該当する者　当該警備業務の区分に係る一級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ｳ)　４(2)ウに該当する者　当該警備業務の区分に係る二級検定に係る合格証明書の写し、二級検定に合格した後、継続して１年以上受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ｴ)　４(2)エに該当する者　当該警備業務の区分に係る旧一級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ｵ)　４(2)オに該当する者　当該警備業務の区分に係る旧二級検定に係る検定合格証の写し、旧二級検定に合格した後、継続して１年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面及び指導教育責任者資格者証等の写し

6　受講申込手続等

(1)　受付期間

ア　新規取得講習　講習の受付期間及び受付時間は、平成21年６月19日（金曜日）から同月26日（金曜日）まで（同月23日並びに土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時30分から午後６時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ　追加取得講習　講習の受付期間及び受付時間は、平成21年６月22日（月曜日）から同月29日（月曜日）まで（同月23日並びに土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時30分から午後６時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2)　提出先

ア　沖縄県内に居住する者　受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ　沖縄県外に居住する者　沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

⑶　受講申込みの際には、５に掲げる受講申込みに必要な書類を持参のうえ、⑵に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

⑷　受講手数料　新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

７　講習業務の委託　講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

８　その他

⑴　講習の初日は、午前８時30分から午前８時50分までに受講手続を終えること。

⑵　受講の当日は、筆記用具を持参すること。

⑶　受講についての問い合わせ先　那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課　電話番号(098)862-0110(内線3054、3055)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話　098-866-2074

印刷所　有限会社　金　城　印　刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目９番16号
販売所　株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所)　〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号･デパートリウボウ内１Ｆ
購読料　１部１箇月1,800円